

世田谷区令和元年台風第 19 号に伴う浸水被害検証委員会設置要綱

令和元年 12 月 10 日

31 世土計第 593 号

(目的及び設置)

第 1 条 令和元年台風第 19 号に伴う大雨により区内で発生した浸水被害について、その発生メカニズム、樋門・樋管の操作等を検証することにより、今後発生する大雨による浸水被害の軽減及び防止を図るため、世田谷区令和元年台風 19 号に伴う浸水被害検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、令和元年台風 19 号に伴う大雨に係る次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を報告書として作成し、これを公表する。

- (1) 浸水被害発生のメカニズム
- (2) 樋門・樋管の操作の確認（等々力排水樋門の無操作による影響の確認を含む。）
- (3) 排水施設整備の現状を踏まえた浸水被害の軽減策の検討
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(検討対象地区)

第 3 条 前条の調査及び検討を行う対象は、次に掲げる地区とする。

- (1) 野毛地区
- (2) 玉堤地区
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める地区

(組織)

第 4 条 委員会は、区長が委嘱又は任命する別表に掲げる委員をもって構成する。

2 前項のほか、委員長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命を行った日から第 2 条の規定による報告書の公表を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学識経験者の中から、副委員長は学識経験者又は世田谷区職員でない者の中から選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員の欠席その他の理由により必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、これを公開しない。
- 6 委員会における資料及び会議録は、個人情報等の記載のある資料を除き公開する。

(守秘義務等及び成果等の共有)

第8条 委員は、職務上知り得た情報(区又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。

- 2 委員会で調査及び検討を行った事項に係るデータ及び資料の取扱いについては、別途定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、土木部土木計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する報告書の公表を行った翌日をもって廃止する。

別表

学識経験者	東京都市大学工学部都市工学科教授
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任准教授
官公庁	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所総括地域防災調整官
官公庁	東京都建設局第二建設事務所工事第二課長
官公庁	東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課長
官公庁	大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長
	世田谷区玉川総合支所長
	世田谷区危機管理室長
	世田谷区道路・交通政策部長
	世田谷区土木部長